

### Ⅲ デビットカード

## 6 デビット機能付きICキャッシュカードを用いた海外ATMでの現地通貨の不正引出しとイシュアの損害賠償責任の成否

白石 大

早稲田大学教授

東京地判令3・10・28 令和2（ワ）16229号 損害賠償等請求事件 2021WLJPCA10288024

#### ●——事実の概要

Y銀行は、Visaデビット機能付きICキャッシュカード（以下「本件カード」という）のイシュアである。Yは、平成25年11月7日、Yの普通預金口座を有しているXに対し、本件カード1枚を貸与した（以下「本件貸与カード」という）。

Xは、中南米諸国を旅行中に、本件貸与カードを第三者に不正に利用され、平成29年6月8日から9月21日までの間に191件・合計金額526万4625円の被害を受けたとして、10月12日、Yに対して被害の申告をした。これらの不正利用はいずれも、本件貸与カードを利用して、海外のATMから現地通貨を引き出す取引だった。

Yは、本件カードの利用規定に基づき、Xに対し、YがXから被害の連絡を受理した日の30日前以降に発生した損害52万8323円を補てん金として支払った。また、Yは、Visa社を通じてチャージバック手続の申請を行ったところ、そのうち5件・12万7223円についてチャージバックが成立し、アクワイアラから返金を受けたため、Xに対してこれと同

額を補償金として支払った。

Xは、㊦Yは、中南米諸国ではカードのスキミング被害が少なくないことを知りながら、本件カードをXに貸与する際に、そのことを十分に説明せず、必要な注意喚起を怠った、㊧Xの被害は、交通の便の悪い中南米の広範囲にまたがり、同一の日に複数の国で本件貸与カードが利用されているにもかかわらず、Yは、モニタリングを怠り、被害を未然に防止することができなかった、㊨Yは、チャージバック手続を行うに際して、その対象事由として「偽造取引」を選択すべきであったのに、「現金未受領」を選択したために、大半のチャージバックが不成立となった、と主張して、不法行為または債務不履行に基づき、Yに対し、上記被害額のうちYから補てん・補償を受けた額を除いた460万9079円および遅延損害金の支払を求めた。

#### ●——判旨

請求棄却。

(㊦について)「Yは、自社ホームページ上

において継続的に、金融犯罪・不正取引に関する注意喚起を行うとともに、暗証番号の厳重な管理を呼びかけているほか……、〔本件カードの利用規定〕には、会員に対して、本件カードや暗証番号の適切な管理を求める旨の定めが置かれている……。したがって、Yにおいて、不正取引による被害を防止するための一般的な対応は、行われていたものというべきである。〕

「これに対し、Xは、中南米諸国ではカードのススキミング被害が少なくない旨を指摘するのみで、本件カードのイシューであるYに対し、具体的にどのような説明ないし注意喚起の義務があると主張するのか、必ずしも明確でなく、その義務の根拠も明らかでない。そうすると、Yにおいて、上記の一般的対応の範囲を超えて、Xに対し、具体的に、説明ないし注意喚起の義務を負っていたものと認めることはできない。」

④について「〔本件カードの利用規定〕には、Yに対して不正利用に係るモニタリングの義務を課する定めは存在せず……、Xの主張する上記モニタリング義務の法的根拠は、必ずしも明確でない。」

「また、仮に、Yによるモニタリングの結果として、Xの主張するとおり中南米の複数の国で同一の日に本件貸与カードが利用されたことが確認された場合に、その事実をもって直ちに取引の停止等の措置を講ずることが適切かどうかは、本件カードの顧客の利便性との関係で、一義的に明らかであるとはいえず、Xは、このようなモニタリング義務の具体的な内容に関して、十分な根拠を示しているとはいえない。」

「以上によれば、Yが上記……のモニタリ

ング義務を負うものと認めることはできず、Xの……主張は、これを採用することができない。」

⑤について「Yは、本件対象取引がいずれも本件貸与カードを利用して海外のATMから現地通貨を引き出す取引であったところ、……『チャージバック手続事由』欄の選択肢には同取引が掲げられていないことから、いずれも同欄の『90 ATM現金未受領』を選択した上で、『本人利用覚え無しの為、返金を希望します。』と書き添えて、……依頼書を作成・提出した……。」

「上記『チャージバック手続事由』欄の選択肢のうち『62 偽造取引（チップライアビリティシフト）』は、取引時に加盟店から適切なデータ送信がされなかったことを要件としており、ススキミング被害によるXの事案はこれに当てはまらない……。」

「以上の認定事実に照らせば、チャージバックの対象事由として『偽造取引』を選択すべきであった旨のXの主張は、当を得ないのであり、Yが行ったチャージバック手続に関し、不適切というべき事項は見当たらないものというべきである。」

## ●——研究

### 1 海外ATMでの現地通貨の引出しの仕組み

本判決は、国際ブランドと提携して発行されたデビットカードが、海外のATMで不正利用され、現地通貨が引き出されたという事案に関するものである（デビットカードのうち、J-Debitは海外での利用ができない。本多・後掲9頁）。そこで、本判決の検討に先立ち、海外ATMでの現地通貨の引出しにつ

いて、取引の仕組みをまず確認しておく。

後述する東京地判平29・11・29金法2094号78頁（以下「平成29年東京地判」という）によれば、Visaデビット機能付きキャッシュカードの仕組みは、次のとおりであるとされている（上野・後掲67頁も同旨。なお、平成29年東京地判の事案におけるイシューは本件のYとは異なるが、Yが発行する本件カードもこれと同様の仕組みであると推認される）。①会員は、デビットカードの利用が可能なATMを通じて加盟店（海外金融機関）から現地通貨を購入し、その代金の支払手段としてデビットカードを利用する（ATMに暗証番号を入力する）。②加盟店（海外金融機関）は、Visaを経由してデビット取引の利用情報をイシューに通知する。③イシューは、上記②の通知を受領した後、カード会員の預金残高を確認し、当該預金口座から代金の引落としを行う。④加盟店（海外金融機関）から、Visaを経由して、デビット取引に伴う売上確定情報がイシューに通知される。⑤イシューは、売上確定情報に記載された宛先（Visaまたは加盟店）に対し、上記③で引き落とした金額を送金する。

上記の仕組みにおいては、海外ATMでの引出しが現地通貨の購入と位置づけられている（①）のがポイントである。この取引では、海外金融機関が加盟店として扱われ、②～⑤では、物品購入の際にデビットカードが使用された場合と同じ処理が行われることになる。

## 2 海外ATMでの現地通貨の不正引出しに関する裁判例

海外ATMを利用して現地通貨を引き出す場合において、当該ATMがICカードに対応

していないときは、カードの真正性の確認をICチップ内のデータによって行う方法は採用することができず、磁気ストライプ上のカード情報によってこれを行っている。したがって、この磁気ストライプ上のカード情報をスキミングすれば、カードの偽造も困難ではないといわれている（二村・後掲78頁以下）。実際にも、近年、邦人が海外でATMを利用する際に、カード情報をスキミングにより読み取られて不正利用される事件がしばしば起こっているようである（日本クレジット協会のウェブサイトでは、主にヨーロッパおよび南米において、ATMのスキミングによる被害が多いことについての注意喚起が行われている（<https://www.jcca-office.gr.jp/consumer/correct/carryimportant/overseas/>〔2023年4月21日最終閲覧〕）。ただし、この類型の事件について公開された裁判例はほとんどなく、管見が及ぶ限りでは、次に述べる平成29年東京地判がみられるのみである。

平成29年東京地判の事案は、デビットカード会員がマレーシアおよびミャンマーでATMから現地通貨を引き出したところ、その後カード情報および暗証番号が不正に使用され、複数回にわたってベトナムのATMから現地通貨が引き出されたというものである。この事件の主たる争点は、デビットカード規定および盗難補償規定に基づく補償金請求の可否と、偽造・盗難カード預貯金者保護法（偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律）の適用・類推適用の有無だったが、同判決はこれらをいずれも否定し、不正利用にかかる損害の全額

をカード会員の負担とした。

同判決が、デビット取引は対面取引でも用いられうることや、海外ATMはイシューの管理下にはないことなどを理由に、偽造・盗難カード預貯金者保護法の類推適用を認めなかった点については賛否が分かれている（後掲の〔参考文献〕参照）。しかし、本件のXは、不正利用によって預金残高が減少したことを前提に、これを損害としてYの不法行為・債務不履行責任を追及しており、偽造・盗難カード預貯金者保護法の適用・類推適用の主張は行っていない。

### 3 イシューの注意義務違反の存否

Xは、Yの注意義務違反の具体的内容として、㊦スキミング被害に関する説明義務の懈怠（→（1））、㊧カード利用状況のモニタリング義務の懈怠（→（2））、㊨チャージバック対象事由の選択ミス（→（3））の3点を主張したが、本判決はこれらをいずれも斥けている。以下、これらの主張について順次検討する。

#### （1）スキミング被害に関する説明義務の懈怠（㊦）

Xは、中南米諸国ではスキミング被害が少なくないことについて説明すべき義務をYが怠ったと主張した。これに対し、本判決は、①Yが、自社ホームページ上において継続的に、金融犯罪・不正取引に関する注意喚起を行うとともに、暗証番号の厳重な管理を呼びかけていること、②本件カードの利用規定には、カード会員に対し、本件カードや暗証番号の適切な管理を求める旨の定めが置かれていることを理由に、Yは不正取引による被害を防止するための一般的な対応を行っていたとして、説明義務違反を認めなかった。

しかし、Yのウェブサイトの「海外ATMのご利用について」と題するページには、海外ATMの操作方法などが記載されている一方で、海外ATMにおけるスキミング被害のリスクについては何も触れられていない。前掲の日本クレジット協会ウェブサイトによれば、海外では、ATMのカード挿入口に「スキマー」と呼ばれる磁気情報を盗み取る装置を装着し、同時に防犯カメラを偽装するなどした小型カメラをATM付近に設置して、磁気情報と暗証番号を同時に盗む手口が用いられているとのことである。手口がこれほど巧妙であれば、スキミング被害を防止するために、一般的なカード・暗証番号の管理を促すだけで十分といえるかは相当に疑問である。

国内ATMでの預金払戻しに民法478条の適用がありうる旨を判示した最三判平15・4・8民集57巻4号337頁は、金融機関が同条の適用によって免責を受けられるためには、機械払システムが全体として可能な限度で無権限者による払戻しを排除しうるよう設置・運営されている必要があるとしている。海外ATMでの引出しは現地通貨の購入であって預金の払戻しではなく、民法478条が直ちに適用されるわけではないとしても、イシュー（国内金融機関）が海外ATMで現地通貨を引き出せるサービスを提供している以上、同最判の趣旨がまったく妥当しないと解すべきではないだろう（川地・後掲32頁以下）。少なくとも、スキミング被害が多い地域で海外ATMを利用しようとするカード会員がリスクの存在を認識しうる程度には、ウェブサイトなどで周知・説明を行う義務をイシューが負うと解することもできるように思われる。

#### （2）カード利用状況のモニタリング義務の懈

### 怠 (①)

Xは、同一の日に複数の国で本件貸与カードが利用されているにもかかわらずYがモニタリングを怠ったと主張したが、これに対してYは、モニタリングは顧客に対して任意に提供するサービスにすぎず、Yが不正利用にかかるモニタリングを行う義務を負うものではないと反論した。本判決は、本件カードの利用規定にはYにモニタリングの義務を課す定めが存在しないことを主たる理由として、Xの主張を斥けた。

デビットカードに関する先例ではないが、クレジットカードのイシューが不正検知システムの確立・運用を行う義務を負うか否かが争われた裁判例として、東京地判平28・5・17(2016WLJPCA05178009)がある。同判決は、オンライン取引において入力されたクレジットカード番号・有効期限・セキュリティコード・カード名義人等のカード識別情報の突合によって、イシューはカードの不正使用を防止するための本人確認を行っていたものと認められ、イシューがこのような確認を超えて不正利用防止措置等を行わなければならないとする根拠を見出すことはできないと判示している。

前述のとおり、海外ATMでの現地通貨の引出しについても、無権限者による払戻しを可能な限り排除しうるようなシステムを構築すべき義務がイシューに課せられるとしても、不正利用を検知するシステムとして具体的にどのようなものを構築するかについては、費用対効果も含めてイシューに一定の裁量が認められるべきであろう。したがって、本件のように同一の日に複数の国のATMで現地通貨の引出しが行われた場合に、これを

不正取引として検知できるシステムをYが構築していなければならなかったとは、必ずしもいえないように思われる。

なお、Yは、本件カードが利用された場合に、登録されたメールアドレスに宛てて通知を行うサービスを提供していた。この通知サービスは、カード会員が不正利用を適時に把握するうえで有効な手段であるといえることができるが、Xはこれを利用していなかった。このことからしても、Xの①の主張が認められなかったのはやむを得ないと考えられる。

### (3) チャージバック対象事由の選択ミス (②)

Xは、Yがチャージバックを行うに際して対象事由を誤って選択したために、大半のチャージバックが不成立となったと主張したのに対し、Yは、①そもそもYはXに対してチャージバックを行う義務を負うものではない、②Yが行ったチャージバック対象事由の選択に誤りはない、と反論した。本判決は、Yの反論のうち②を容れてXの主張を斥けている。

チャージバックとは、イシューとアクワイアラとの間のリスク分担の問題であり、イシューはチャージバックを行うべき義務をカード会員に対して負わない、というのが一般的な理解であると思われる(最近の裁判例として東京地判令3・7・19〔2021WLJPCA07198001〕→個別判例研究 Ⅰ)。本判決は、この旨を主張するYの反論①にはよらず、チャージバック対象事由の選択ミスを否定する反論②のほうを採用したが、もとよりこれは、イシューのカード会員に対するチャージバック義務を肯定する趣旨ではないと解すべきであろう。

ただし、国際ブランドは、近年、チャージ

バックを奨励する立場に転じつつあることには注意が必要である。たとえば、Visa Core Rules and Visa Product and Service Rulesによれば、イシュアは、カード会員の紛争を解決するにあたって、Visaカードに関して提供されるあらゆる保護をカード会員に与えなければならぬとされている（11.1.2）。たしかに、これはあくまで国際ブランドとイシュアとの間の合意内容にすぎないが、これを第三者のためにする契約と構成すれば、イシュアが、受益者であるカード会員に対し、適切なチャージバックを行う義務を負うと解する余地もありえないではないと思われる。

**〔参考文献〕**

東京地判平29・11・29の評釈・解説として、二村浩一・CCR9号74頁、上野尚文・金法2116号66頁、本多知則・金法2121号7頁、袁輪靖博・新判例速報Watch24号81頁、川地宏行・リマックス59号30頁がある。